

スマートフォン通信サービス利用契約に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件 名 スマートフォン通信サービス利用契約  
(詳細は別紙「スマートフォン通信サービス利用契約」に関する仕様書のとおり)
- (2) 契約期間 契約の締結日から令和11年5月31日まで  
(那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1項第1号に基づく長期継続契約)
- (3) 特記事項 入札及び契約には次の条件を付す。
  - 1) 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。
  - 2) 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる事項のすべてを満たす者でなければ入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (5) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (6) 那覇市内に本店、支店、又は営業所の所在がある者。
- (7) 令和8年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に、下記の業種で登録されている者(那覇市法制契約課に登録済み)であること。

業種：通信機械器具類又はリース業

種目：通信機械器具類又はリース業

3 入札の日時及び場所

- (1) 日 時： 令和8年4月16日（木）午後3時
- (2) 場 所： 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎4階（401会議室）  
※郵送による入札は認めません。

4 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除。

5 入札の無効

入札に参加する資格のない者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

6 お問い合わせ.

那覇市福祉部 保護管理課 担当：長瀬、平良

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-861-5193（内線：2475） FAX 098-862-4267